

## 個人の外貨建取引の換算

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

居住者Aは、所有する資産の為替リスクを考  
えて、主力の豪ドルの外貨預金のうち一部をユ  
ーロ及び米ドルの外貨預金に移し替えようと考  
えている。Aが預け入れている金融機関では、  
外貨預金の移し替えについて、特に円貨に変換  
することなく、豪ドルからユーロ及び米ドルへ  
の移管を認めている。

平成18年度税制改正で個人の外貨建取引の円  
換算について規定が整備されたようであるが、  
Aの資産の運用についても影響があるのか。

### 〔ポイント〕

- 1 従前の取扱い
- 2 法人税法の取扱い
- 3 改正後の取扱い
- 4 事例の場合

### 〔検討〕

#### 1 従前の取扱い

##### (1) 所得税法の取扱い

所得税に係る法令には、個人の外貨建取引等  
について明文の規定はないものの、事業所得の  
所得金額の計算においては、課税実務において  
は、法人税法で規定する外貨建取引等の換算に  
準じて、継続的に処理されていた場合、特に、  
当該処理が否認されることはなかったようであ  
る。

さらに、所得税法は、基本的には、事業所得  
者等の場合を除いて継続取引を前提としていな  
いため、外貨から外貨への取引、例えば、豪ド  
ル預金をユーロ預金に変更した場合も、その間  
に、外貨換算による差損益を認識することなく、  
円貨になった場合や処分した場合等に限定して  
外貨換算差損益を認識するものと考えられてい  
たようである。

##### (2) 源泉所得税の取扱い

従前の所得税の取扱いの中で例外的に換算に  
関連する規定として次のものがある（所法174  
七、八、209の2）。

- イ 外国通貨で表示された預貯金でその元本及  
び利子をあらかじめ約定した率により本邦通  
貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算し  
て支払うこととされているものの差益
- ロ 生命保険契約若しくは損害保険契約又はこ  
れらに類する共済に係る契約で保険料又は掛  
金を一時に支払うことが5年以下のもの及び  
保険期間等が5年を超えるものでその保険期  
間等の初日から5年以内に解約されたものに  
基づく差益

これらについては、その支払の際に所得税の  
源泉徴収をしなければならないため、一定の期  
間内の利益の額及び預入れ当初の金額及び期間  
終了時の金額をそれぞれ円貨で計算しなければ  
ならないことから、実務上も、その取扱いが決  
められていた。その場合に、実務上は、期間の  
利益の額と為替差損益を通算した後の金額を源  
泉徴収の対象額とする取扱いが認められていた

ようである。

## 2 法人税法の取扱い

法人については、外貨建取引の換算（法法61の8）、外貨建資産等の期末換算（法法61の9）及び為替予約差額の配分（法法61の10）並びに関係する基本通達（法基通13-1-1から13の2-2-18）において詳細に規定されている。

## 3 改正後の取扱い

### (1) 原則

居住者が、外貨建取引を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとされた（所法57の3①）。

外貨建取引とは、外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。

また、外貨建取引の金額の円換算額とは、外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。

### (2) 先物外国為替契約等がある場合

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が、先物外国為替契約等により外貨建取引によって取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところによりその者の当該業務に係る帳簿書類その他の財務省令で定める書類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもって、外貨建取引の円換算額として、その者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額を計算するものとされている（所法57の3②）。

先物外国為替契約等とは、外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債の金

額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。

### (3) 外貨預金

外国通貨で表示された預貯金を受け入れる金融機関を相手方とする当該預貯金に関する契約に基づき預入が行われる当該預貯金の元本に係る金銭により引き続き同一の金融機関に同一の外国通貨で行われる預貯金の預入は、外貨建取引に該当しないものとされている（所令167の6②）。

### (4) 非居住者の場合

非居住者が確定申告する場合の所得金額の計算は、居住者の場合に準じて計算されることから、上記の(1)から(3)に準じて計算されることになろう。

### (5) 適用関係

上記の取扱いは、個人が平成18年4月1日以後に行う外貨建取引について適用されることとされる。また上記の(2)については、個人が施行日以前に行った外貨建取引のうち施行日以後に先物外国為替契約等を締結して円換算額を確定させたもの及び平成18年4月1日以後に行う外貨建取引について適用することとされている（改正附則7）。

## 4 事例の場合

Aは、豪ドル預金からユーロ預金及び米ドル預金へ移管することとしているが、外貨建取引とは、外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいうこととされ、外貨建取引に該当しないのは、同一金融機関の同一種類の預貯金の預入だけとされているので、いずれかの外貨から他の外貨へ移し替える場合には、外貨建取引として、為替差損益を認識しなければならないものといえよう。